

## 令和6年度第1回鳥取市社会福祉審議会議事概要

【日 時】令和6年8月8日（木）午後1時00分から午後1時38分

【場 所】鳥取市役所本庁舎6階6-7～6-8会議室

【出席者】○委員

星見健蔵委員、田中節哉委員、大黒進委員、藤田祐治委員、  
森田松雄委員、安養寺立志委員、松ノ谷博委員、石谷暢男委員、  
池田実央委員、目黒道生委員、矢部征委員、山本雅宏委員、  
澤久美子委員、森田明美委員、青木真奈美委員、石本裕美委員、  
山口朝子委員、塩野谷斉、國本真吾委員

（欠席：藤原美江子委員、市谷貴志子委員、岡田浩子委員、  
荻原誉康委員、金谷達美委員、垣屋稻二良委員）

○事務局

福祉部 蔵増祐子部長

同 地域福祉課 山内健次長兼課長、大島ゆかり参事、  
清水圭二課長補佐、山名広大主事

指導監査室 山形孝史室長

同 長寿社会課 増田和人課長補佐

同 障がい福祉課 枅谷承文課長、太田信一課長補佐

健康こども部こども家庭局

こども未来課 小野澤裕子局長兼課長、入江竜生課長補佐

### 1 開 会

（事務局）

皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、令和6年度第1回鳥取市社会福祉審議会を開会いたします。

私は地域福祉課で審議会の担当をしています清水と申します。よろしくお願いいたします。

会議の進行いたしますが、座って進めてまいります。

次第に沿って、開会にあたりまして、福祉部長が挨拶いたします。

### 2 あいさつ

（福祉部長）

あいさつ

（事務局）

続きまして、3 番の委員自己紹介に入ります。このたび第 1 回目ということで、皆様にご自己紹介をいただきたいと思ひます。席順にお願いしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

### 3 委員自己紹介

(19 名の委員)

席順にて、自己紹介

《会議の成立報告》

(事務局)

ありがとうございました。

この会議の成立ですけれども、条例の第 6 条第 2 項によりまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとあり、現在のところ、委員 25 名中 19 名のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますので、報告いたします。

続きまして 4 番の鳥取市社会福祉審議会の概要について事務局より説明をいたします。

### 4 鳥取市社会福祉審議会の概要について

(事務局)

鳥取市社会福祉審議会の概要について、資料 1 で説明をさせていただきます。

社会福祉審議会の概要、資料 1 ということで、事前に資料を送付させていただいて、一読していただいていると思ひますが、改めて簡単に説明をさせていただきます。

社会福祉審議会とは、ということで、社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査審議するために、中核市に設置されるもので、各種福祉事業に関する事項を調査し、市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関へ意見を具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるものでございます。

鳥取市も平成 30 年に中核市に移行いたしまして、その際にこの社会福祉審議会というものを設置しているところでございます。

審議会の所管事項ということで、四角の枠組みの中に書いてございます審議事項ということで、社会福祉法人の設立認可に係る審査であるとか、社会福祉施設の整備に係る審査、利用者対策に関する各種計画策定に係る意見、列挙の法に基づく調査審議事項、こういったものをこの審議会では総監していただくこととなっています。

その審議会の組織ということでございますが、社会福祉審議会の所掌事務は

福祉全般にわたり、より深く調査審議するための専門分科会およびその専門分科会に部会を設置しております。

下の表にごございます左の審議会本部会というのが、本日皆様に集まっていたいる会でございます。

専門分科会につきましては、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の四つの分科会と、心身障がい福祉専門分科会の中に指定医師等審査専門部会というものを設けております。

委員の皆様におかれましては、本日この後、議事の中でどの分科会に所属していただくか、改めて提案をさせていただくように考えております。

資料をはぐっていただきまして、先ほど別表で法令に定める事項ということでございます。

民生委員審査専門分科会では、この表の右側の根拠法令の民生委員法、この法令に基づく調査審議事項について、社会福祉審議会の意見を聞くこととするというような規定が設けられており、法令に基づく項目を審査いただくということになります。

2番目の心身障がい福祉専門分科会では、障がい者あるいは障がい者の福祉に関する事項を調査審議していただくと、加えて、法令に基づく調査審議事項ということで、身体障害者福祉法あるいは障害者総合支援法、こういった法令の中に、意見を審議会に聞くというような規定があるものを、調査審査いただきます。

3番の老人福祉専門分科会につきましては、高齢者福祉に関する事項を調査審議することということで、法令に基づく調査審議事項は、老人福祉法の規定の中に、審議会の意見を求めるということが2項目ございます。

資料をはぐっていただきまして次の児童福祉専門分科会でございます。  
ここでは児童福祉に関する事項を調査審議することということと、根拠法令も多岐にわたっております母子および父子並びに寡婦福祉法とか、母子保健法、児童福祉法等々の法令の中に、左がわにあります項目に該当するものについて、審議会の意見を聞くこととするというような規定がございます。

こういったことをこちらの専門分科会では審議いただくことになります。

続いての資料は、鳥取市の社会福祉審議会条例あるいは審議会の規程、そして一番大元となっています社会福祉法の規定を抜粋して添付しておりますので、後ほどご確認いただけたらと思います。社会福祉審議会の概要につきましては以上となります。

### (事務局)

社会福祉審議会の概要につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようですので、続けて進行させていただきます。

5番の委員長、職務代理者の選任・挨拶に移ります。

## 5 委員長・職務代理者（副委員長）の選任・あいさつ

（事務局）

委員長につきましては、社会福祉法の第10条に委員の互選とありまして、どのようにいたしましょうか。

事務局から案をお示しさせていただいてよろしいでしょうか？

（委員）

はい。

（事務局）

そうしましたら、鳥取県東部医師会からの委員に、引き続き委員長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（事務局）

ありがとうございます。

続きまして、職務代理者でございますが、条例の第5条の規定で、委員長の指名となっておりますので、委員長、いかがいたしましょうか。

（委員長）

委員長からの指名となっておりますが、私も引き継いさせていただきますので、職務代理者も前会に引き続きまして、鳥取大学地域学部からの委員をご指名いたしますので、よろしくお願いします。

（事務局）

ありがとうございました。

委員長と職務代理者が決定いたしましたので、委員長と職務代理者委員は、前の中央席に移動していただき、お一言ずつお願いします。

（委員長）

あいさつ

（職務代理者）

あいさつ

（事務局）

ありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、委員長が議長をしていただき、進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録署名委員を、2名の委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議長、進行をよろしくお願いいたします。

(議長)

6の議事に移りたいと思います。

## 6 議事

### (1) 専門分科会の委員の選出及び専門分科会長の選任について

(議長)

(1) 専門分科会の委員の選出および専門分科会長の選任についてです。

4つの専門分科会に属する委員につきましては、条例第7条第2項の規定により、委員長が指名するものとなっています。

各分野に係る委員に所属していただけるような、事務局で案があれば示していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局の案ということで、今お配りさせていただいておりますとおりの所属にお願いしたいと思います。

前会からの継続と各委員の専門とされている活動領域等を考慮して配属させていただきました。いかがでしょうか。

(議長)

事務局の案で、指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、各専門分科会の分科会長を選任したいと思います。条例第7条第3項の規定によると各分科会の所属委員の互選となっていますが、いかがでしょうか。

事務局で候補がありましたら、ご提示をお願いします。

(事務局)

それでは事務局から候補の委員を提示いたします。

まず、民生委員専門分科会長に、鳥取市社会福祉協議会からの委員を。

心身障がい福祉専門分科会長に、東部歯科医師会からの委員を。

老人福祉専門分科会委員長に、鳥取県社会福祉士会からの委員を。

児童福祉専門分科会長に、鳥取大学地域学部からの委員を、候補として挙げさせていただきます。

(議長)

各専門分科会長候補につきまして、ご意見ございますか。  
ないようですので、承認させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

候補委員が各分科会長に承認されました。よろしくお願いいたします。  
では、各専門分科会長にお一言ずつ挨拶を頂戴したいと思います。

(各専門分科会長)

出席の3名の委員が順次あいさつ

(議長)

では、分科会長の皆さま、よろしくお願いいたします。  
(2) 専門分科会からの報告について、に移ります。

## (2) 専門分科会からの報告について

(議長)

この度は、各専門分科会の所掌事務担当から報告をお願いします。

(事務局)

失礼します。障がい福祉課です。

着座にてご説明をさせていただきます。

私の方からは、心身障がい福祉専門分科会と、指定医師等審査専門部会の活動報告をさせていただきます。

「資料2」と書いてある資料を見ていただけますでしょうか。

まずは心身障がい福祉専門分科会でございます。

本年2月5日に開催をしまして、鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画および第3期鳥取市障がい児福祉計画の審議をいただきまして、諮問案通り決定することを適当と認めていただいた他、社会福祉施設等施設整備事業に係る国庫補助協議に当たっての優先順位の設定、こちらにつきましてもご審議をいただきまして、事務局案の通り承認をいただきました。

ちなみに事務局案につきましては2ページに参考資料を付けておりますので、ご覧いただければと思います。

次に専門分科会への報告はまだではございますが、本年3月8日に指定医師等審査専門部会を開催いたしまして、呼吸器機能障害および肢体不自由に係る

障害の程度の診断を行うことができる指定医師としまして、鳥取県立中央病院の医師が承認されましたので、ご報告をいたします。

心身障がい福祉専門部会からは以上でございます。

#### (事務局)

続きまして、老人福祉専門分科会の報告をさせていただきますページは 4 ページとなります。

担当は長寿社会課になります。よろしくお願いいたします。

分科会の開催状況についてです。

2 月 1 日に分科会を行っております。

議題といたしましては第 9 期の鳥取市介護保険事業計画、高齢者福祉計画の案についてご審議をいただいております。

「諮問案の通りに決定することを適当と認める。」という結果を出していただいております。

簡単ですが以上で分科会の報告を終わります。

#### (事務局)

児童福祉専門分科会の報告をさせていただきます。

担当しておりますこども未来課です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

児童福祉専門分科会につきましては令和 6 年 3 月 19 日に開催いたしました。

資料につきましては 5 ページ、6 ページに掲載しております。

1 点目の認定こども園等の設置認可につきましては、および (2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定につきましては、詳細は 6 ページに掲載しておりますが、新規の認定こども園等の設置認可、利用定員の変更 10 園、新制度に移行する私立幼稚園 2 園の定員設定について承認をいただきました。

3 点目の第 2 期鳥取市子ども子育て支援事業計画の令和 4 年度の取り組み状況を報告し、承認をいただきました。

4 点目の、鳥取市公立保育施設再配置計画につきましては、本市として、老朽化による施設更新を要する施設や、地域による入所児童数に差があることなど、市全体としてのバランスの良い整理が必要となっていること、また、保育園民営化ガイドラインの計画期間満了に伴い、本計画の策定を行いました。

委員の皆さんからは、計画策定にご意見をいただき、本審議会でご承認をいただきました。

児童福祉専門分科会の報告は以上になります。

#### (議長)

ただいま三つの分科会からのご報告ございました。ただいまの報告に関しまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

ないようですので次に進めたいと思います。

(3) その他についてございますが、今年度策定予定の各種計画につきまして、事務局より説明をお願いします。

### (3) その他

#### 今年度策定予定の各種計画について

##### (事務局)

失礼いたします。資料3をお願いいたします。

地域福祉課です。着座にて失礼いたします。

まず最初に、鳥取市と鳥取市社会福祉協議会が一体的に策定しております、鳥取市地域福祉推進計画につきましてご説明いたします。

こちらの計画ですが、次期計画を令和7年度から令和12年度の6年間の計画といたしまして策定を予定しております。

この計画と他の福祉計画等との関係性になりますが、資料ページの下にあります図のように、この地域福祉計画は国や鳥取市の総合計画等を踏まえ、策定するものでございまして、ご覧の福祉に関する各個別計画との整合も図るものとしておりますことと、福祉以外の他の個別計画との連携を図るものとしております。

資料をはぐっていただきまして、策定のスケジュール案でございます。

現在、地域福祉推進委員会でその策定作業を行っており、今年の12月から来年初めの1月までに市民政策コメントを実施する予定です。

その後、来年の2月にこの社会福祉審議会へ諮問させていただく予定です。3月には計画の策定というスケジュール案でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

##### (議長)

ただいまの計画につきましてですね、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、その他の計画策定について、事務局をお願いします。

##### (事務局)

続きまして、鳥取市認知症者推進計画の策定についてということで、ご説明をさせていただきます。長寿社会課です。

資料は3ページでございます。

現在、鳥取市では、鳥取市認知症施策推進基本計画、これは仮称でございますけれども、こちらの策定を行っております。

こちらは、令和6年1月に、いわゆる認知症基本というものが施行されまして、現在国もこういった認知症の施策の計画を策定しているところですけど

も、国の策定を待たずに本市も策定を進めているところでございます。

今年度中の策定を目指しておりまして、策定に当たりましては認知症のご本人であるとかご家族等の参画、ワーキンググループに参加していただきましてご意見を聞いたり、対話をしながら認知症施策の立案等を行っているところでございます。

計画の期間は、まだ案の段階ではありますが、令和7年度から11年度の5年間を予定しております。国の計画も、5年を目途に検討ということになっております。

ただし、この認知症の施策の基本計画と密接に関係のある介護保険事業計画は3年での見直しとなっておりますので、そちらとの整合性を図るように、5年でのいいのかということも、現在検討をしているところでございます。

2番の計画の内容、施策についてでございます。

大きく、ここに記載のように認知症の人、市民の理解の増進であるとか、バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保であるとか、意思決定支援や権利擁護といったようなところを基本的施策として盛り込む予定としてございます。

3番の策定スケジュールについてです。

こちらに記載のとおり、現在フォーラム等既に関しまして、現在策定のワーキングを行っております。

今年中には、大枠の案を作りまして、パブリックコメント市政政策コメントを実施いたしまして、そちらの結果がまとまりましたら来年には、こちらの社会福祉審議会に諮問させていただいて、答申をいただき今年度中に策定できればという計画で考えています。以上です。

#### （議長）

ただいまの計画につきまして、委員の皆様からご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、もう一つの計画の説明をお願いします。

#### （事務局）

資料の4ページになります、こども計画の策定について、ご説明させていただきます。

本市では現在、令和2年度に策定しました第2期鳥取市子ども子育て支援事業計画を子育て支援の総合的な計画として、各種施策の推進を図っております。また、国の子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、令和4年度に第2期鳥取市子どもの未来応援計画を策定しており、今年度にはこの二つの計画と、新たに若者計画を合わせた、鳥取市こども計画の策定を行っております。

現在策定中の本計画は、昨年12月に策定されました国のこども大綱、および本年3月に策定されました県のシン・子育て王国とっとり計画を勘案すること、およびこどもやこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させた計画となるよう策定を進めております。

策定に関する取り組みといたしまして、本年３月に、未就学児・小学校就学児の保護者を対象としたアンケート調査、７月に１６歳から２９歳の若者を対象としたアンケート調査を行い、現状およびニーズの把握を行っているところです。また今月の８月１日に市内の小学生３０名、および市議会議員によるこども未来会議を開催し、意見聴取を行いました。

今後、中学生、若者等の意見を伺い、計画に反映することとしております。

なお策定のスケジュールにつきましては、資料に掲載の通りでございます。

本審議会の児童福祉専門分科会において審議していただくことを予定しております。

説明は以上です。

#### (議長)

ありがとうございました。

ただいまの計画につきまして委員の皆様からのご質問はございますでしょうか。

ないようですので予定されている議事が全て終わりましたので、議長の任をおろさせていただきます。

事務局、お願いします。

#### (事務局)

委員長、ありがとうございました。

それでは、７番のその他に移りますが、事務局で準備している協議事項はございませんので、諸連絡をさせていただきます。

### ７ その他

今後の審議等につきましては、主には分科会で審議をしていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、お車でお越しの方は出入口で無料処理をさせていただきます。まだお済みでない方は、お申し出いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事はすべて終わりましたので、これで令和６年度第１回鳥取市社会福祉審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。